

うるま市公式ホームページ有料広告掲載基準

(趣旨・目的)

第1条 この基準は、うるま市がインターネット上に公開している市公式ホームページへの有料広告についての基準を定めるものである。

(掲載規格等)

第2条 掲載規格・掲載料は、次のとおりとする。

規格	掲載料
【広告サイズ】 縦60ピクセル×横120ピクセル	1月あたり10,000円(消費税及び地方消費税抜き) ※消費税及び地方消費税については、掲載開始時点の税率を適用するものとする。
【広告データ容量】 15キロバイト以内	
【広告データ形式】 GIF形式又はJPEG形式 (GIFアニメーション、フラッシュ、Java及びJavaScriptの使用不可)	

(広告の範囲)

第3条 市公式ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、利用者に対し不利益を与えないものとし、その種類及び範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 掲載された広告が市ホームページの一部、または、あたかも市が推奨していると誤解されるおそれがあるもの(例:「福祉施設ガイド」、「教育相談」)
- (2) 法令・条例等に抵触するもの
- (3) 青少年健全育成に悪影響を与えるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告および宣伝に係るもの
- (5) 出資者および出資金の募集に類するもの
- (6) 人権を害するおそれがあるもの
- (7) 広告主の代表者等の写真を含むもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や業者のもの

- (9) 行政機関から指名停止、許可取り消し等の行政指導を受けている業者のもの
- (10) 求人広告
- (11) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (12) 通信販売専門及び訪問販売専門に類するもの
- (13) 風俗営業の広告に該当するもの
- (14) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの

※「最高」、「群を抜く」、「トップ」、「百パーセント」等の表現、表示を行ってはならない。また、進学率、就職率、合格率の表現又は表示については、事実の裏付けおよび客観的な根拠に基づいたものでなくてはならない。

- (15) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (16) その他市がホームページへの掲載を不相当と認められるもの

(広告内容の制限)

第4条 広告およびリンク先サイトの内容は、次の各号のいずれにも適合すること

- (1) リンク先の市公式ホームページにおいて広告主の名称及び所在地を明示すること
- (2) 広告方法等が、業種、業態等に応じて個別の法令等により規定されている場合は、当該法令に従ったものであること

附則（令和 元年 9月 18日決裁）

この基準は、令和 元年 9月 18日から施行する。